CORPORATE GOVERNANCE

NIPPON RIETEC CO.,LTD.

最終更新日:2015年7月3日 日本リーテック株式会社 代表取締役社長 田邊 昭治

http://www.j-rietec.co.jp

問合せ先:経営管理本部 総務部 総務課 TEL:03-6880-2710

証券コード:1938

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

$m{I}$ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の健全性、効率性及び透明性を高めるため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上最も重要な課題と認識し、経営環境の激し い変化に対応すべく、迅速な経営意思決定、業務執行及び監督等、各種施策等に取り組み、またリスク管理、企業倫理の徹底等コンプライアン スの強化にも取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
東日本旅客鉄道株式会社	4,319,000	16.86
日本リーテック従業員持株会	1,533,513	5.99
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	1,346,000	5.25
日本リーテック取引先持株会	1,284,000	5.01
住友電気工業株式会社	1,056,000	4.12
日本電設工業株式会社	1,045,684	4.08
株式会社みずほ銀行	1,009,207	3.94
株式会社三菱東京UFJ銀行	987,599	3.86
トーグ安全工業株式会社	649,000	2.53
三井住友信託銀行株式会社	599,000	2.34

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員 数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

- 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針
- 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

■経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	
------	--

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数更新	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定され ている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

正友	屋丛	会社との関係(※)											
A 4	周江	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	
斉藤 晋	他の会社の出身者					0		0					

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在·最近」において該当している場合は「O」、「過去」に該当している場合は「A」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
斉藤 晋		当社筆頭株主・東日本旅客鉄道株式会社 鉄道事業本部電気ネットワーク部次長	鉄道に関する技術、安全等に対する豊富な知識、経験を有しており、社外の客観的視野に立った的確な助言をうけることができるため。また今後も独立した立場から客観的な経営監視及び的確な助言をしていただけると考えております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無 更新

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	_	_	_	_	_	_	_	なし
報酬委員会に相当 する任意の委員会	報酬委員会	3	0	0	0	0	3	その他

報酬委員会は、社内監査役1名、社外監査役2名の計3名で構成されており、議長には社内監査役が就任いたしております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は当社会計監査人から会計監査内容について説明を受けると共に情報交換を行うなど連携を図っております。 監査役は、内部監査部門(監査部)との会合を定期的に開催(年2回)し、双方の監査報告の内容に基づき業務の執行状況を確認・検証し、経営 上及び業務上での監査が効率的に実施されるよう、積極的に意見・情報交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定され ている人数	1名

会社との関係(1) 更新

IL Ø	原 林	会社との関係(※)												
氏名	属性	а	b	C	d	е	f	g	h	i	j	k	1	m
田中 稔	他の会社の出身者													
北原 雄二	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田中 稔			これまで培われてきた豊富な経験と高い見識に基づき、より独立した立場から助言や指導をいただき、監査体制のより一層の強化、充実を図るため。また今後も独立した立場から客観的な経営監視を実施していただけると考えております。
北原 雄二	0		弁護士として豊富な知識・経験等を当社の監査機能に生かしていただき、監査体制のより一層の強化、充実を図るため。また当人については、当社経営陣からの独立性に疑われるような属性等は存在せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。今後も独立した立場から客観的な経営監視を実施していただけると考えております。

【独立役員関係】

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

職務執行の対価として報酬を払っており、取締役の業績は担当職務が各様であるため評価することが容易ではないため、特に業績連動型報酬 等は実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明更

有価証券報告書等(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)において、取締役に対する報酬を総額で記載しております。 なお、取締役の報酬額には、使用人兼取締役の使用人分給与は含まれておりません。 取締役に支払った報酬111,695千円(うち社外 1,690千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方 針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、社外監査役等で構成される報酬委員会の答申に基づき、株主総会にて決議いたしました報酬総額の限度額以内で取締役会の決議により決定しております。なお、取締役の報酬限度額は、平成21年1月23日開催の臨時株主総会において年額3億円以内(うち社外取締役の報酬額は年額1千万円以内)と決議いたしております。

監査役の報酬は、株主総会が決議いたします報酬総額の限度額以内で監査役会の協議により決定しております。なお、監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の定時株主総会において年額6千万円以内と決議いたしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役及び社外監査役を補佐する部門として、経営管理本部総務部秘書課が担当し、取締役会の開催に際し取締役会資料の事前配布等を行っております。さらに社外監査役については監査部に所属する者が必要に応じて、その職務の補助を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

各機関及び部署における運営、機能及び活動状況は、以下のとおりです。

1. 取締役会

取締役会は、社外取締役1名を含む取締役5名で構成され、監査役3名出席のもと、法定事項、その他重要な業務執行についての決定及び業務執行の監督を行っております。

またその他必要に応じて臨時取締役会を開催し、機動的な経営の実現を目指しております。前事業年度における取締役会は、12回開催いたしました。なお、取締役の責任を明確にし、変化の激しい経営環境に迅速に対応できる機動的な経営体制の実現に向け、平成15年6月より、取締役の任期を2年から1年に短縮しております。

2. 経営会議・人事委員会

経営に関する重要事項を審議する機関として、社長、本店各役員、経営企画本部長、経営管理本部長、鉄道本部長、道路設備本部長、工務本部長、電力システム本部長、財務部長、人事部長、総務部長及び常勤監査役1名で構成される経営会議を置き、経営執行体制の充実を図っております。さらに、人事の透明性を確保するために、人事等に関する重要事項を審議する機関として人事委員会を設置しております。

3. 監査役会

当社は監査役制度を採用しており、監査役会は常勤監査役1名と非常勤監査役2名の計3名(社外監査役2名)で構成され、各監査役は監査方針に従い、取締役会、その他重要な会議への出席や、業務及び財産の状況の調査等を通じ、取締役の業務遂行の監査を行っております。

4. 内部監査及び会計監査

内部監査部門として監査部があり、年間監査計画に基づき内部監査を実施し、適法で効率的な業務執行確保のための監視体制を設けております。会計監査につきましては、有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結し監査を実施しております。

また、弁護士と顧問契約を締結し、適宜助言を受ける体制を設けております。

5. コンプライアンス体制

コンプライアンスにつきましては、経営管理本部総務部を中心に社内の各種法的な問題を把握し、必要の都度、弁護士等の専門家からの助 言を受け、業務運営の適法性の確保に努めております。

なお、平成16年4月に「コンプライアンス・マニュアル」を制定するとともに、コンプライアンス担当役員を設け、全社員へ「コンプライアンス・マニュアル」を配布し、社内研修に取り入れる等、基本方針及び行動規範を徹底し、事業活動における社員の法令遵守の徹底及び企業倫理の確保に

努めております。また内部通報窓口として内部ヘルプライン(経営管理本部総務部)及び外部ヘルプライン(顧問弁護士)に通じるホットラインを設け、公正で活力ある組織の構築に努めております。

6. リスクマネジメント体制

リスク管理を管轄する専門部署としてリスク管理課を設置し、リスクマネジメント規程の整備を行い、平時におけるリスク管理体制の推進を図っております。また全社的なリスクマネジメント体制の明確化と一層の強化推進を図るため、リスク統轄委員会を設置し、定例会議をリスク管理担当取締役が招集し開催しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会設置会社であります。当社は、独立性を有する社外監査役2名で取締役の業務執行の監督機能向上を図り、また当社事業内容に関する豊富な知識、経験を有している社外取締役1名を選任し、監査機能の実効性を高める体制としており、現在の体制が当社にとって、経営監視機能として有効であると判断しております。

州株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	有一个人,我们就会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会
株主総会招集通知の早期発送	議決権行使に十分な期間を確保するため、招集通知の早期発送に心がけ、発送日を株主総会開催日の3週間前としております。また、株主の皆様への早期情報開示の観点から、招集通知を当社ホームページに開示しております。
その他	株主総会では、事業・業績に関する内容をより正確に伝えるための手段として、音声と映像による「ビジュアル化」を採用しております。

2. IRに関する活動状況

-					
		補足説明	代表者自身 による説明 の有無		
	IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、四半期報告書、決算短信、報告書、その他開示資料			

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 実施していません。

IV内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 💆

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制」という)を整備する。

【内部統制システム構築の基本方針について】

- 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1) 日本リーテックグループは、コーポレートガバナンス体制の中において、コンプライアンス・マニュアルを設け、以下を定めている。 企業の役員、使用人が法令を遵守することは当然であり、社会の構成員としての企業人、社会人として求められる倫理観・価値観に基づき誠 実に行動することが求められる。日本リーテックグループは、この観点から社会規範及び倫理並びに法令等厳守することにより、公正かつ適切な 経営の実現を図る。
- (2)日本リーテックグループ各社の取締役は、この実践のための経営の基本方針をはじめ企業行動規範及び日本リーテックグループ各社の倫理方針に従い、日本リーテックグループ全体における法令並びに企業倫理の遵守と浸透を図る。
- (3)当社はコンプライアンス責任者として担当取締役を任命し、日本リーテックグループとしてのコンプライアンス体制の整備並びに問題点の把握に努める。
- 2. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1) 当社は使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、経営の基本方針の他、コンプライアンス・マニュアル及び日本リーテックグループ各社の倫理方針を含めた実践的運用と徹底を行うとともに、経営環境の変化や内外の定期的な情報収集等により整備・改善を行う体制を構築する。また、業務執行担当取締役に日本リーテックグループ各社の使用人に対するコンプライアンス教育を行わせる。
- を行う体制を構築する。また、業務執行担当取締役に日本リーテックグループ各社の使用人に対するコンプライアンス教育を行わせる。 (2)日本リーテックグループの使用人は、日本リーテックグループ各社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、所属会社又は当社に報告する。コンプライアンス担当取締役は、当該報告された事実についての調査を指揮、監督し、代表取締役と協議のうえ必要と認める場合は適切な対策を講じる。
- (3)日本リーテックグループにおける法令遵守上疑義ある行為等について、使用人が直接通報できる手段を確保すると共に通報者に不利益がないことを確保する。
- (4) 重要な通報については、その内容と会社の対処状況、結果について適切に日本リーテックグループの取締役、使用人に開示し周知徹底す
- (5)コンプライアンス担当取締役は、総務部を直轄する。総務部はコンプライアンス担当取締役の指示により、日本リーテックグループのコンプライアンス体制維持並びに業務執行状況の把握に努める。
- 3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (1)取締役は、その職務の執行に係る以下の文書(電磁的記録を含む)その他重要な情報を法令及び社内規程に基づき適切に保存、管理する。 a. 株主総会議事録、b. 取締役会議事録、c. 取締役が主催するその他重要会議の議事録、d. 取締役を決定者とする決定書類及び附属書類、e. その他取締役会が決定する書類
- (2)取締役及び監査役は、常時上記(1)に示す文書等を閲覧できるものとする。
- 4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (1)当社の定めるコーポレートガバナンス体制におけるリスク管理体制を整備し、取締役会は企業価値を高め企業活動の持続的発展を実現することを脅かすあらゆるリスクに対処する。
- (2)リスク管理体制整備のため、次の措置をとる。
- a. リスク管理責任者として担当取締役を任命する。
- b. リスク管理担当取締役は、リスク管理体制に基づき日本リーテックグループ全体のリスク管理体制の整備、浸透及び問題点の把握に努める。 c. 代表取締役を委員長とし、リスク管理担当取締役及び有事に関係する業務執行担当取締役、その他必要な人員を構成とするリスク統括委員会を設置し、有事に際しては即時、適切かつ迅速に対応する。
- (3)上記のほか、事業の継続を確保するため、以下のリスク体制を整備する。
- a. 事故、火災、自然災害等重大な損失を被るリスク
- b. 取締役及び使用人の不適切な業務執行により重大な支障を生じるリスク
- c. 基幹ITシステムが正常に機能しないことにより重大な被害を被るリスク
- d. その他取締役会が極めて重大と判断するリスク
- 5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1)代表取締役及びその他の業務執行担当取締役については、社内規程に基づき業務の執行を行わせる。
- (2)特定の事業部門ごとに責任を持つ執行役員への権限委譲を行うため執行役員制度を導入する。
- (3)取締役会機能を強化し、経営効率を向上させるため、代表取締役及びその他の業務執行担当取締役、その他必要な人員により構成する経営会議を設ける。
- (4)代表取締役及びその他の業務執行担当取締役に委任された事項については、社内規程による。なお、これらの規程は、法令の改廃があった 場合及び職務執行の効率化が必要な場合、随時見直しをする。
- 6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 当社は業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸対策の他、日本リーテックグループとしてのコンプライアンス・マニュアルを整備する。
- (2)日本リーテックグループ各社の取引は、法令、会計規則、税法他社会規範に照らし適正なものでなければならない。
- (3)代表取締役及びコンプライアンス担当取締役は、日本リーテックグループ各社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。この中には日本リーテックグループ各社の取締役に対し、取締役職務の執行に係る事項の当社への報告、情報の保存及び管理に関する体制の整備について指導を行うことも含まれる。
- (4)当社監査部は、日本リーテックグループ各社における内部監査を実施し、日本リーテックグループ全体に亘る内部統制の有効性と妥当性を確保する。監査の計画、実施状況、結果はその重要度に応じ取締役会をはじめ経営会議に報告する。
- (5)当社及び日本リーテックグループ各社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、不当請求等には毅然とした態度で臨むものとする。
- 7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項 監査役の職務を補助すべき使用人については、必要に応じて監査役の業務補助のための監査役補助者を置くことができる。
- 8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 前号の補助者の独立性を確保するため、補助者は取締役の指揮命令に服さないものとし、人事異動、人事評価、懲戒処分は監査役会の承認 を得なければならない。
- 9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (1)代表取締役及び業務執行担当取締役は、経営状況及び担当業務の執行状況の他、経営会議等重要な会議内容について、定期的に監査役へ報告を行う。
- (2)代表取締役及び業務執行担当取締役は、以下に定める事項について遅滞なく監査役へ報告を行う。
- a. 会社の信用を大きく低下させ、又はその恐れのある事項

- b. 会社の業績に大きく影響を与え、又はその恐れのある事項
- c. 安全、衛生、環境に関する重大な被害を与え、又はその恐れのある事項
- d. コンプライアンス・マニュアルに定める企業行動規範に反する行為で重大な事項
- e. その他日本リーテックグループ各社を含む上記aからdに準ずる事項
- (3)取締役及び使用人は、監査役が必要とする事項並びに日本リーテックグループ各社の業務及び財産状況を調査する場合は的確に対応する。
- 10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1)監査役の過半数は社外監査役とし、対外透明性を確保する。
- (2)監査体制の実効性を高めるため、監査役の監査環境を整備する。また、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理等は速やかに行う。
- (3)監査役は代表取締役との定期的な意見交換を開催すると共に、監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的監査業務の遂行を図る。
- (4)監査役は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けると共に情報交換を行うなど連携を図っていく。
- 11. 信頼性のある財務報告を確保するための体制
- (1)財務報告の作成にあたっては、公正妥当な会計基準に準拠した経理規程を定める。
- (2)信頼性ある財務報告を確保するための内部統制システムの整備状況及び運用状況を経営者自ら評価し、有価証券報告書内で内部統制報告書として結果報告を行うと共に、不備事項については適時に改善を実施する。
- (3)財務報告における内部統制の役割について社内周知徹底を図るため、定期的な研修の実施を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、不当請求等には毅然とした態度で臨むものとすることを、当社の内部統制システムの基本方針に定めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

